

情報通

2022 . August 8月号

発行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

e-Tax「申告書等情報取得サービス」がスタート ～書面で提出した所得税申告書等もダウンロード可能に～

情報システム部委員 小島 溪太

1. はじめに

税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進の一環として、国税庁は令和4年5月23日から「申告書等情報取得サービス」を開始しました。

申告書等情報取得サービスとは、書面またはe-Taxにより提出した所得税の確定申告書等について、パソコン・スマートフォンからマイナンバーカードとe-Taxソフト（WEB版、SP版）を使って、PDFファイルが取得できるサービスのことです。

従来、e-Taxにより申告書等を提出している場合は、e-Taxソフト（WEB版）から、PDFファイルを取得することができました。一方で、書面により提出した申告書等の内容を確認したい場合、納税地を所轄する税務署へ出向き、窓口で閲覧申請（申告書等閲覧サービス）を行う必要がありましたが、この申告書等情報取得サービスでは、手持ちのパソコンやスマートフォンにより申請から取得まで行えるようになりました。

申告書等情報取得サービスで取得できる情報は、所得税及び復興特別所得税確定（修正）申告書、青色申告決算書、収支内訳書のうち直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。なお、申告書等情報取得サービスにより取得した情報に利用用途の制限はなく、このサービスは無料で利用することができます。

【申告書等情報取得サービスの概要】

取得可能データ	対象年度	手数料	所要日数
① 所得税及び復興特別所得税確定（修正）申告書	直近3年分 （令和2年分以降）	なし	申請後、数日 （税務署の閉庁日を除く）
② 青色申告決算書			
③ 収支内訳書			

※代理人や相続人は利用不可

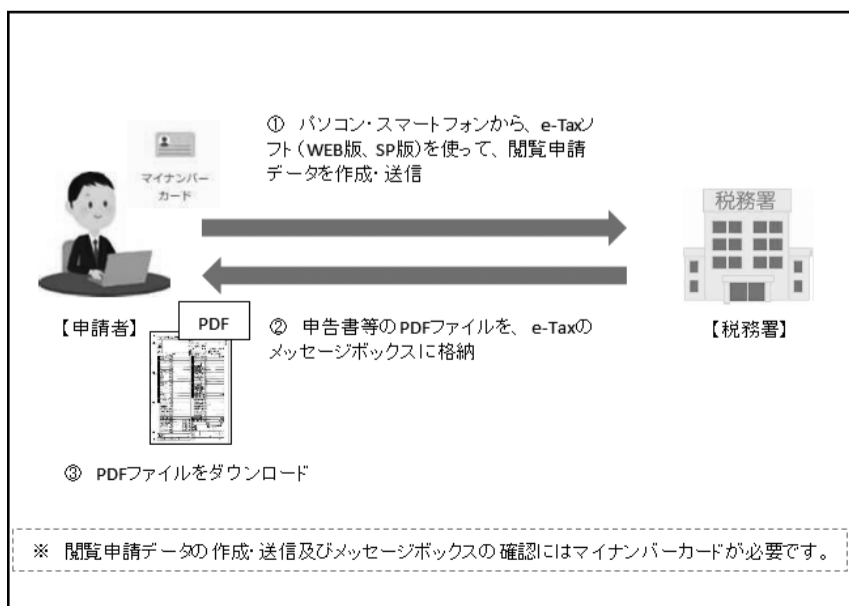
2. サービス利用の流れ

申告書等情報取得サービスは、e-Taxを利用して申告書等の情報をPDFファイルで取得することができます。

まず、パソコンまたはスマートフォンからe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。

そして申請から数日後、e-Taxのメッセージボックスに申告書等のPDFファイルが格納されます。PDFファイルはメッセージ格納から180日間、閲覧・ダウンロードができます。

【申告書等情報取得サービス利用イメージ】



e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>）より引用

3. サービス利用の注意点

e-Taxホームページでは、申告書等情報取得サービスについてよくある質問として、以下の事項（抜粋）を挙げています。

- Q. 確定申告書を提出（期限内申告）しましたが、いつから申告書等情報取得サービスで取得できますか。
- A. 直近年分の所得税の申告書等についての申告書等情報取得サービスの取得申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（期限内申告の場合）
- Q. 以前、申告書等情報取得サービスにより確定申告書の閲覧申請を行いましたが、メッセージボックスから消えてしまいました。どうしたらよいでしょうか。
- A. 申告書等データのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。期間経過後はメッセージボックスから自動削除されるため、再度必要となった場合には、改めて申告書等情報の取得申請を行う必要があります。
- Q. 代理人は申請できますか。
- A. 代理人や相続人は、申告書等情報取得サービスを通じた代理での取得申請はできません。申請に当たっては、納税者本人のマイナンバーカードでのログインおよび電子署名が必要となります。

4. 申告書等の情報を取得するその他の方法(参考)

申告書等の情報を取得する方法として、申告書等情報取得サービス以外では次の制度を利用することができます。

- ① e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法
e-Taxにより確定申告書等を提出している場合には、パソコンからe-Taxソフト（WEB版）にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができます。
受信通知からのダウンロードは、所得税のほか法人税等の税目も対象となります。
- ② 申告書等閲覧サービス
税務署では、納税者が過去の申告事績等を確認して、以後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、提出済みの申告書等を閲覧に供するサービスを実施しています。
申告書等閲覧サービスはe-Taxで提出されたものも含め、税務署および業務センターで保管されている各種税目の申告書、申請書、添付書類等を閲覧することができます。なお、閲覧した申告書等は原則コピーができず、以前は現物を見ながら必要事項を書き写すしかありませんでしたが、事務運営指針の改正により、令和元年9月以降はスマートフォン等による写真撮影が認められています。
また、申告書等閲覧サービスは税理士等の代理人による閲覧申請が可能です。代理人による申請には委任状が必要となります。
- ③ 開示請求の手続
②に加え申告書等の写しを取得したい場合は、別途、有料の開示請求手続が必要となります。行政文書開示請求書を税務署窓口へ直接提出するか送付し、開示決定の通知を受けたのち、行政文書の開示の実施方法等申出書を提出することになります。

5. おわりに

今回は、税務行政のDX推進の一環として新たに実施された申告書等情報取得サービスについて紹介しました。

国税庁は「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」として、本サービス以外にも、納税者の利便性を向上させる観点から、各種申請等に対する取組を計画しています。具体的には、納税証明書のオンライン請求に関するスマートフォン用サービスの提供（令和4年9月～）、個人事業主に対する主要情報の提供をはじめとしたe-Taxマイページの提供（令和5年1月～）等を予定しており、今後の動向が注目されます。